

フランスにおける核実験被害者補償

東京大学大学院法学政治学研究科教授

中 原 太 郎

目次

はじめに.....	2
I 核実験被害者補償の規律.....	2
1. 生成と展開.....	3
2. 到達点と運用状況.....	4
II 制度的側面——核実験被害者補償と補償基金論.....	12
1. 前提——フランス法における補償基金.....	12
2. 補償基金としての規律の整備.....	13
3. 補償基金としての正当性.....	15
III 実体的側面——核実験被害者補償と因果関係論.....	17
1. 前提——因果関係の推定.....	17
2. 因果関係の推定の覆滅をめぐる展開.....	18
3. 懐疑的視点.....	20
おわりに.....	21

サマリー

本稿は、フランスにおいて、原子力損害の填補に関わる問題として、原子力損害賠償以上に注目を集めている核実験被害者補償について、紹介・分析をおこなうものである。

核保有国たるフランスでは、最初の核実験から 50 年が経過した 2010 年ようやく、核実験被害者補償に関する法律が制定され、補償が開始された。この 2010 年法は、公的な補償機関として CIVEN を設置し、できる限り簡易かつ迅速に被害者の全部補償を図るものであり、対象たる疾患のリスト等を定めるデクレにより補完されているほか、同法制定後も数度の改正を経ている。それらの目的は、審査の公正性の確保や因果関係の推定の規律の緩和等にあった。

フランスにおける議論は、一方で、核実験被害者補償の性質論（責任か連帯か）に向けられ、コンセイユ・デタの意見が示されるなどした。他方で、因果関係の推定の規律の操作による申請認容率の向上に向けられ、申請者に有利な規律の実現に意識が割かれた。もっとも、前者については、補償基金論の現代的展開に照らした考察が必要であるように思われ、また、後者については、政治的背景に起因する科学的因果関係との乖離に注意する必要がある。

以上のような留意点はあるにせよ、フランスにおける核実験被害者補償は、原子力事故に由来する遅発性の人身損害の補償のあり方について、公的な補償制度の要否、公的な補償制度を設ける場合の制度設計、因果関係の推定の是非とその構造、因果関係の推定ないし認定における科学的知見の意義といった諸々の重要な検討課題を提示する素材であるといえることができる。

はじめに

フランスにおいて原子力損害の填補が論じられる際、核実験被害者補償の問題¹には、パリ条約に基づく原子力損害賠償の問題と同等か、それ以上の力点が置かれる。後者は、重要であるにせよ顕在化していない問題である(しかも国際法の問題であるとの意識が強い)のに対し、前者は、特殊であるにせよ国内で現実には直面している問題であるからだろう。本稿は、前稿(当班 2021～2022 年度報告書)²では簡単な紹介をするにとどまった核実験被害者補償の問題について、少し踏み込んだ紹介・分析をするものである。この問題は、原子力の軍事利用の文脈に属するがゆえに多分に政治的な性格を帯びており、当班の主題である原子力損害賠償の問題と等置されるものではない。しかも、フランスにおいてすら大いなる反省をもって語られる素材であり、外からそれを眺めるにあたっても反面教師とすべき点が多く見受けられる。それでも、原子力損害、なかんずく遅発性の人身損害の填補という問題領域における貴重な検討素材であることは確かであるように思われる。

核保有国たるフランスは、1960 年 2 月から(包括的核実験禁止条約[1996 年 9 月 10 日採択]の締結を間近に控えた)1996 年 1 月まで、計 210 回の核実験を実施した³。①1960 年から 1966 年にかけてサハラ砂漠のアルジェリア地域の核実験場(レグガンヌ、インエケル)において、アルジェリアの独立後は②1966 年から 1996 年にかけて南太平洋のフランス領ポリネシアの核実験場(ムルロア環礁、ファンタガウファ環礁)において、大気圏内核実験(①4 回・②46 回)・地下核実験(①13 回・②147 回)が、中断を挟みつつ実施され、重

大な汚染事象が生じることもあった(1962 年 5 月 1 日[地下核実験]、1974 年 7 月 17 日[大気圏内核実験])。これらの核実験には軍人・文官・受託企業社員が参加したほか、核実験場周辺の現地住民も数多く、被害者の総数は 20 万人を超えている。長らく核実験による健康被害が語られることはなかったが、1986 年のチェルノブイリ(チェルノブイリ)原発事故や 1995 年から 1996 年にかけての核実験反対運動の広がり等も契機となって健康被害の掘り起こしが進められ、被害者団体も結成されるようになり、最初の核実験から 50 年が経過した 2010 年によりやく、「フランスによる核実験の被害者の認定及び補償に関する 2010 年 1 月 5 日の法律第 2 号」⁴が制定され、核実験被害者補償が開始された。

フランスにおける核実験被害者補償の枠組みは、2010 年法の制定以降、数度の改正を経て確立している(Ⅰ)。主たる論点は、核実験被害者補償委員会(Comité d'indemnisation des victimes des essais nucléaires; CIVEN)(以下「CIVEN」とする)を中核とする補償の枠組みをいかに位置づけ、構築するかという制度的な問題(Ⅱ)と、因果関係の証明がきわめて困難な中でその推定をいかなる場合に認めるべきかという実体的な問題(Ⅲ)にあり、これらは改正の際の中心課題でもあった。以下、順に見たうえで、最後に簡単なコメントを加えよう。

Ⅰ 核実験被害者補償の規律

核実験被害者の補償の規律は、若干複雑な経緯をたどって徐々に形成されたが(1)、現在では、一定の運用実績を伴って落ち着きを見せている(2)。

¹ 日本語文献として、鈴木尊紘「フランスにおける核実験被害者補償法」外国の立法 245 号(2010 年)44 頁以下、真下俊樹「フランス核実験被害者補償制度——『因果関係の推定』をめぐる攻防——」環境と公害 50 巻 2 号(2020 年)26 頁以下、マリー・ラムルー(進藤真人ほか訳)「核実験の証拠と専門知識——核実験による被爆者補償制度から学んだいくつかの教訓」環境法研究 15 号(2022 年)199 頁以下等。法律問題に限定しない検討として、勝俣誠「実験が終わって被害者が残った——フランスの南太平洋核実験の責任——」軍縮問題資料 214 号(1998 年)46 頁以下、真下俊樹「フランス核実験の責任追求に新たな動き」軍縮問題資料 253 号(2001 年)62 頁以下、美帆シボ「フランスの核問題——フランス核実験被害者の運動」軍縮問題資料 345 号(2009 年)22 頁以下等。

² 中原太郎「フランスにおける原子力損害賠償法制——周辺問題も含む近時の動向を中心として」日本エネルギー法研究所編『原子力損害賠償法制の法的問題の諸相——2021～2022 年度 原子力損害賠償に関する法的論点検討班報告書——(JELI-R-No.159)』(2024 年)77 頁以下。

³ 特にフランス領ポリネシアにおける核実験につき、J. -M. Regnault, « Approche historique : chronologie des essais nucléaires en Polynésie française », in G. Calley et F. Poirat (dir.), *Le traitement juridique contemporain du fait nucléaire en Polynésie française*, Éditions A. Pedone, 2023, p.77.

⁴ Loi n°2010-2 du 5 janvier 2010 relative à la reconnaissance et à l'indemnisation des victimes des essais nucléaires français.

1. 生成と展開

(1) 2010 年法まで

2010 年法の制定以前も、核実験被害者の損害を填補する方法が皆無であったわけではないが、いずれも不十分であった⁵。①核実験場で従事していた国防省職員については、軍人障害年金及び戦争犠牲者に関する法典による補償を受けることができたが、同法典では放射線被曝によるものとされる疾患のリストが定められていないために因果関係の証明困難に直面し、また、補償を得られるとしても定額であった。②一般の労働者は、社会保障法典に基づく労災補償を受けることができ、同法典では、放射線を扱う労働者につき疾患のリストと因果関係の推定の仕組みが用意されていたが、リストに定められている疾患は限定的であり、補償も定額であった（超過分の損害については使用者の「宥恕されないフォート」の証明による損害賠償請求が必要）。③一般市民は古典的な行政賠償責任の規律枠組みによる裁判上の請求しか方法がなく、奏功すれば全部賠償が得られるにせよ、行政機関のフォートや因果関係（フォートによらない責任を認めたとしても問題となる）を証明することは不可能に近かった。かかる状況を前提に、裁判上の請求によらずに行政の窓口への申請という簡易な方法で迅速に、しかも、（何らかの主体のフォートを要件としないだけでなく）広い射程を持つ因果関係の推定の仕組みをも備えた補償の規律枠組みが希求された。

2010 年法は、公的な補償機関として CIVEN を設置し、CIVEN への申請と CIVEN による審査を通じて、できる限り簡易かつ迅速に、あらゆる属

性の核実験被害者に対する全部補償を図るものであった。その際、特に、補償の対象者を、罹患した疾病及び居住・滞在した地域とその時期の観点から限定しつつ、それらの受理要件を満たした者に因果関係の推定を享受させることにより、核実験被害者の損害填補のハードルを下げるのが意図された。

(2) 2010 年法以降

2010 年法自体、コンセイユ・デタのデクレにより細則を定めることを予定している。これに基づいて (i) 2010 年 6 月 11 日のデクレ第 653 号⁶が定められ、これに 2012 年 4 月 30 日のデクレ第 604 号⁷による修正が加えられた後、(ii) 2014 年 9 月 15 日のデクレ第 1049 号⁸による全面改正がされ、これに 2019 年 5 月 27 日のデクレ第 520 号⁹による修正が加えられて現在に至っている。その規律事項（〔 〕内は当該事項の規律を予定する 2010 年法の条文を示す）は、(a) 補償申請者が罹患したことを要する疾患のリスト〔法 1 条 I〕、(ii) 補償申請者が居住・滞在していたことを要する地域の詳細〔法 2 条 2 項〕、(iii) CIVEN の活動の具体的態様〔法 4 条 VI〕、(iv) 補償申請・補償審査の具体的態様〔法 4 条 VI〕、(v) 核実験影響追跡諮問委員会の活動の具体的態様〔法 7 条 3 項〕等である。

より重要なのは、2010 年法自体が逐次改正されている点である。(i) 2013 年 12 月 18 日の法律第 1168 号（上記のデクレの全面改正はこれに基づく）¹⁰、(ii) 2015 年 7 月 31 日のオルドナンス第 948 号¹¹、(iii) 2017 年 1 月 20 日の法律第 55 号¹²、(iv) 2017 年 2 月 28 日の法律第 256 号¹³、(v)

⁵ I. Poirot-Mazères, « La loi n°2010-2 du 5 janvier 2010 relative à la reconnaissance et à l'indemnisation des victimes des essais nucléaires français : enfin... ? », *Droit de la Santé* 2010, p.662, spéc. pp.664-668.

⁶ Décret n°2010-653 du 11 juin 2010 pris en application de la loi relative à la reconnaissance et à l'indemnisation des victimes des essais nucléaires français.

⁷ Décret n°2012-604 du 30 avril 2012 modifiant le décret n°2010-653 du 11 juin 2010 pris en application de la loi relative à la reconnaissance et à l'indemnisation des victimes des essais nucléaires français.

⁸ Décret n°2014-1049 du 15 septembre 2014 relatif à la reconnaissance et à l'indemnisation des victimes des essais nucléaires français.

⁹ Décret n°2019-520 du 27 mai 2019 modifiant le décret n°2014-1049 du 15 septembre 2014 relatif à la reconnaissance et à l'indemnisation des victimes des essais nucléaires français.

¹⁰ Loi n° 2013-1168 du 18 décembre 2013 relative à la programmation militaire pour les années 2014 à 2019 et portant diverses dispositions concernant la défense et la sécurité nationale.

¹¹ Ordonnance n° 2015-948 du 31 juillet 2015 relative à l'égal accès des femmes et des hommes au sein des autorités administratives indépendantes et des autorités publiques indépendantes.

¹² Loi n° 2017-55 du 20 janvier 2017 portant statut général des autorités administratives indépendantes et des autorités publiques indépendantes.

¹³ Loi n° 2017-256 du 28 février 2017 de programmation relative à l'égalité réelle outre-mer et portant autres dispositions en matière sociale et économique.

2018 年 12 月 28 日の法律第 1317 号¹⁴、(vi)2019 年 3 月 23 日の法律第 222 号¹⁵、(vii)2021 年 12 月 30 日の法律第 1900 号¹⁶、(viii)2025 年 2 月 14 日の法律第 127 号¹⁷の各法令による改正である。主な改正事項は、(a) 補償申請者が居住・滞在していたことを要する地域 ((i))、(b) CIVEN の位置づけ・構成等 ((i))、(c) 因果関係の推定に係る規律 ((i) (iv) (v)) である ((b)・(c) の詳細は II・III で述べる)。

2. 到達点と運用状況

(1) 現行の規律

以上の変遷を経て現在妥当している核実験被害者補償の規律は、以下のようにまとめられる。なお、以下で「法」は 2010 年 1 月 5 日の法律第 2 号 (改正を経た現行条文) を、「デクレ」は 2014 年 9 月 15 日のデクレ第 1049 号 (改正を経た現行条文) を指す。

a. 申請権者

補償の申請をすることができるのは、フランスによる核実験に伴う放射線被曝による疾患に罹患した者である (法 1 条 I)。その者がすでに死亡している場合には、その承継人が補償の申請をすることができる (法 1 条 II)。

もっとも、補償申請が受理されるには、以下の要件を満たす必要がある (疾患・地域・時期の「3 要件」と呼ばれる)。第 1 に、デクレが列挙する疾患に罹患した者又はその承継人のみが、補償申請をすることができる (法 1 条 I)。具体的には、白血病、骨髄異形成症候群、乳がん、甲状腺がん、皮膚がん、肺がん、結腸がん、唾液腺がん、食道がん、胃がん、肝臓がん、膀胱がん、卵巣がん、脳腫瘍、骨腫瘍、子宮がん、小腸がん、直腸がん、腎臓がん、胆嚢がん、胆管がん、非ホジキンリンパ腫、骨髄腫の 23 種の疾患である (デクレ 1 条・同付表)。ただし、リストに載っていない疾患からの転移によって上記疾患に罹患した場合には、補償の対象とはならない (デクレ 1 条)。

第 2 に、一定時期に一定地域に居住・滞在した者又はその承継人のみが、補償申請をすることができる (法 2 条 1 項)。具体的には、(i) 1960 年 2

月 13 日から 1967 年 12 月 31 日までの間におけるサハラ軍事施設、又は、1961 年 11 月 17 日から 1967 年 12 月 31 日までの間におけるオアシス軍事実験施設若しくはこれらの施設の周辺地域 (デクレ 2 条がこれを定める)、(ii) 1966 年 7 月 2 日から 1968 年 12 月 31 日におけるフランス領ポリネシアの居住者・滞在者又はその承継人のみが、補償を受けることができる。申請者のカテゴリーは、核実験場に勤務した軍人、同じく文官 (原子力・代替エネルギー庁に勤務し、あるいはその下請けとして働いていた者)、一般市民の 3 つに分けられることが多い。

b. 申請手続

補償申請は、CIVEN に対してする (法 4 条 II ①、デクレ 11 条 I 1 項)。申請者は、申請書類において、①で挙げた 2 つの事柄 (対象疾患の 1 つへの罹患、一定時期における一定地域での居住・滞在) を証明しなければならない (法 3 条、デクレ 10 条)。申請者は、必要な場合には、関係行政機関の協力を得ることができる (法 3 条)。

なお、改正により補償要件 (因果関係の推定に関する規律) が緩和されたことに伴い、前掲 2017 年 2 月 28 日の法律の施行前に却下された補償申請について、その申請者又はその承継人は、2020 年 12 月 31 日までに新たな補償申請をすることができるものとされた (法 1 条 III、デクレ 11 条 I 3 項 [CIVEN は申請書類の更新を求めることができる])。

また、承継人による申請は、対象疾患罹患者が前掲 2018 年 12 月 28 日の法律公布前に死亡した場合には 2027 年 12 月 31 日までに、同法公布後に死亡した場合には死亡してから 6 年目の 12 月 31 日までにしなければならないとされている (法 1 条 II [前掲 2021 年 12 月 30 日の法律及び前掲 2025 年 2 月 14 日の法律により期間が延長された])。

c. 審査

CIVEN は、申請者が完全な書類を提出し、その登録を受けてから 8 か月以内に、理由を付して補償の可否に関する判断を示さなければならない (法 4 条 I、デクレ 11 条 I 2 項)。申請者は、審

¹⁴ Loi n° 2018-1317 du 28 décembre 2018 de finances pour 2019.

¹⁵ Loi n° 2019-222 du 23 mars 2019 de programmation 2018-2022 et de réforme pour la justice.

¹⁶ Loi n° 2021-1900 du 30 décembre 2021 de finances pour 2022.

¹⁷ Loi n° 2025-127 du 14 février 2025 de finances pour 2025 (1).

査の状況について逐一報告を受ける（デクレ 11 条II 2 項）。また、申請者は、申請書類について、対面又はオンラインの方法により、CIVEN に対し意見を述べることができる（デクレ 11 条II 3 項〔費用は自己負担〕）。

①で挙げた受理要件が充足されている場合、核実験と疾患の間の因果関係が推定される。ただし、この推定は、覆滅されうる。覆滅の基準は紆余曲折を経たが（III 2 を参照）、現在では、放射線被曝量が公衆衛生法典 L.1333-2 条第 3 号・R.1333-11 に定める実効線量（年間 1mSv）を下回る場合には、推定が覆滅されるものとされている（法 4 条V 1 項、デクレ 13 条 1 項）。CIVEN は、国際原子力機関が推奨する方法を尊重して審査・決定を行い（デクレ 13 条 2 項）、その方法を官報やウェブ上で公表する（デクレ 13 条 3 項）。

核実験被害者補償委員会は、(i) 審査のために有用な科学的調査又は医学的調査を実施する（法 4 条V 2 項）。審査のあらゆる段階において、鑑定を実施することができる（デクレ 12 条〔費用は補償委員会の負担〕）。また、(ii) 審査のために必要なあらゆる情報の伝達を、公的機関や保険者に対して求めることができる（法 4 条V 3 項）。(i)・(ii) のいずれについても、国家機密保持の制約が働く（法 4 条V 4 項）。審査においては弁論の原則が遵守され、申請者は自らが選任した者 1 名による補助を受けることができる（法 4 条V 5 項、デクレII 1 項）。審査の具体的態様は、デクレによって定められる（法 4 条VI）。

d. 補償金支払・不服申立て

CIVEN は、補償申請を認容する場合には、申請者に対し、補償申込みをする（デクレ 14 条I）。申請者がそれを承諾することにより、民法上の和解と同一の効力が生じるとともに、係属中のあらゆる裁判上の請求の取下げが擬制され、その後の訴え提起が禁止される（法 6 条）。

全部補償（申請者が被った損害全部の補償）であり（法 1 条I）、補償金額が定額とされたり、限度額が設けられたりはしていない。補償金は、一

時金で支払われる（法 5 条 1 項）。他の社会保障給付等により損害が填補されている場合には、当該給付の額が補償金額から控除される（同条 2 項）。なお、支払われた補償金は、課税対象とならない（法 8 条、一般租税法典 81 条 33-3 号）。

申請から 8 か月以内に CIVEN が決定を下さない場合には、申請を棄却したものとみなされる（デクレ 14 条II）。

棄却の決定や補償申込みにおいて提示された金額の不服申立てに関する規定は設けられておらず、通常の行政決定と同様の扱いに服する。すなわち、申請者は、取消訴訟（完全裁判訴訟（contentieux de la pleine juridiction）¹⁸による）を、決定の通知から 2 か月以内に居住地の行政裁判所に提起することになる。

e. CIVEN

CIVEN は、独立行政機関（Autorité administrative indépendante ; AAI）である（法 4 条II 1 項）。その活動の具体的態様は、デクレによって定められている（法 7 条 3 項、デクレ 3～9 条）。

CIVEN は、9 名の委員から成る。委員長（1 名）は、コンセイユ・デタの構成員又は破毀院の判事が務め（法 4 条II 1 項）、委員会の名で訴権を行使する権限を有する（同条IV）。

残りの 8 名（男女同数〔法 4 条II 2 項〕）のうち、少なくとも 5 名は医師でなければならない。その 5 名の構成は、放射線病理学分野の専門家 2 名、人身侵害賠償分野の専門家 1 名、疫学分野の専門家 1 名、核実験被害者団体代表者の提案に係る 1 名である（同条II 1 項）。委員は、その権限の行使に際して、いかなる権威からの指示も受けない（同条II 7 項）。

f. 核実験影響追跡諮問委員会

核実験影響追跡諮問委員会（Commission consultative de suivi des conséquences des essais nucléaires ; CCSCEN）¹⁹という組織の存在も予定されている。政府は少なくとも年 2 回これを招集する（同委員会委員による招集要求も可。法 7 条 1 項）。

¹⁸ 行政行為の適法性の審査にとどまらず、原告の権利を確定し、法規等に違反してなされた行政上の行為の効果に関して、原状回復・損害賠償等の措置についてまで完全に裁判所が審理・裁判するもの（山口俊夫編『フランス法辞典』（東京大学出版会、2002 年）121 頁）。

¹⁹ 同委員会につき、H. Arbousset, « L'indemnisation des victimes des essais nucléaires français à l'aune des commissions créées en 2010 et 2017 », in H. Arbousset (dir.), *L'indemnisation des victimes des essais nucléaires français*, Mare et Martin, 2021, p.117 を参照。

同委員会の委員（計 19 名）は、行政機関（外務省、保健省、国防省、海外領土省）の代表者（4 名）、フランス領ポリネシア政府の長又はその代理人（1 名）、フランス領ポリネシア議会の長又はその代理人（1 名）、国民議會議員（2 名）、元老院議員（2 名）、核実験被害者団体の代表者（5 名）、当該領域の科学専門家（4 名）である（法 7 条 1 項、デクレ 15 条）。

同委員会は、本法律の適用状況の追跡及び放射線被曝による症状のリストの修正の可能性について諮問を受け、政府及び議会に対し、勧告を発することができる（法 7 条 2 項）。

(2) 活動の実態

CIVEN は、2014 年以降、毎年の活動報告書を公表している。その最新版（2024 年版）において、これまでの補償実績がまとめられている²⁰。主な事柄を紹介しよう（後掲の図表を参照。なお、各図表名の末尾のカッコ内は 2024 年版報告書のページ番号を表す）。

a. 申請（図表 1-1～1-5）

図表 1-1 は、補償申請件数の推移を示したものである。補償開始当初の 2010 年以降、2014 年まで減少傾向にあったが、2015 年以降、増加に転じ、2024 年は、これまでで最も多い件数となっている。2010 年から 2024 年までの 15 年間の申請件数の合計は 3661 件であり、そのうち 2418 件が男性、1243 件が女性による申請である。

図表 1-2 は、直接被害者（放射線被曝による疾

患に罹患した者）による補償申請と、（直接被害者死亡の場合の）承継人による補償申請の内訳を示したものである。3661 件の補償申請のうち 1943 件が直接被害者、1718 件が承継人によるものである。

図表 1-3 は、申請者の代理人の分布を示したものである。フォローアップ医療センター（Centre médical de suivi ; CMS）（核実験場労働者等に医療フォローアップを提供する公的機関）が 8%、フランス領ポリネシア共和国高等弁務官（Haut-commissariat de la République en Polynésie française ; HCRPF）が 21%、各種アソシエーションが 24%、弁護士が 16%であり、代理人なしが 31%である。

図表 1-4 は、補償申請者の地理的分布を示したものである。42%（1534 件）がフランス本土（核実験場で任務を遂行し帰還した者）、2%（71 件）がアルジェリア、56%（2056 件）がフランス領ポリネシアである。

図表 1-5 は、補償申請者の属性と各属性内の地理的分布を示したものである。核実験場に勤務した軍人が最も多く計 1493 件、同じく文官（原子力・代替エネルギー庁に勤務し、あるいはその下請けとして働いていた者）が計 542 件、一般市民が計 1646 件である。一般市民ではポリネシア人が突出して多く、特に配慮を要する対象となっている（Ⅲ 3(2)で見る）。

²⁰ Comité d'indemnisation des victimes des essais nucléaires français, « Rapport d'activité 2024 », pp.13-26.

図表 1-1 年ごとの申請件数

Année	Nombre de nouveaux dossiers enregistrés	SEXE	
		H	F
2010	406	400	6
2011	268	256	12
2012	125	121	4
2013	81	76	5
2014	51	47	4
2015	112	105	7
2016	66	62	4
2017	137	86	51
2018	188	133	55
2019	165	103	62
2020	138	90	48
2021	217	138	79
2022	328	184	144
2023	564	245	319
2024	815	372	443
TOTAL	3661	2418	1243

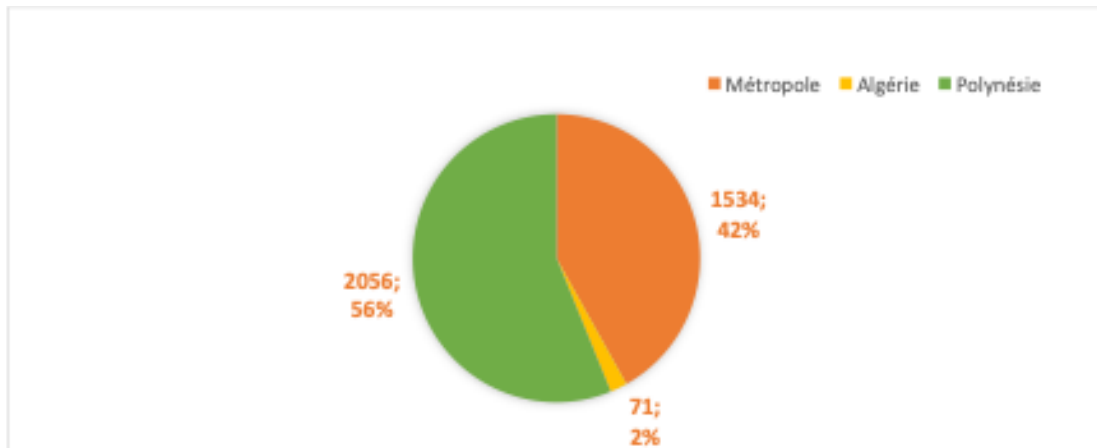
図表 1-2 直接被害者による申請と承継人による申請の件数の内訳

	SEXE		TOTAL	
	H	F		
Victime directe	1100	843	1943	3661
Ayant droit	1319	399	1718	
TOTAL	2419	1242		

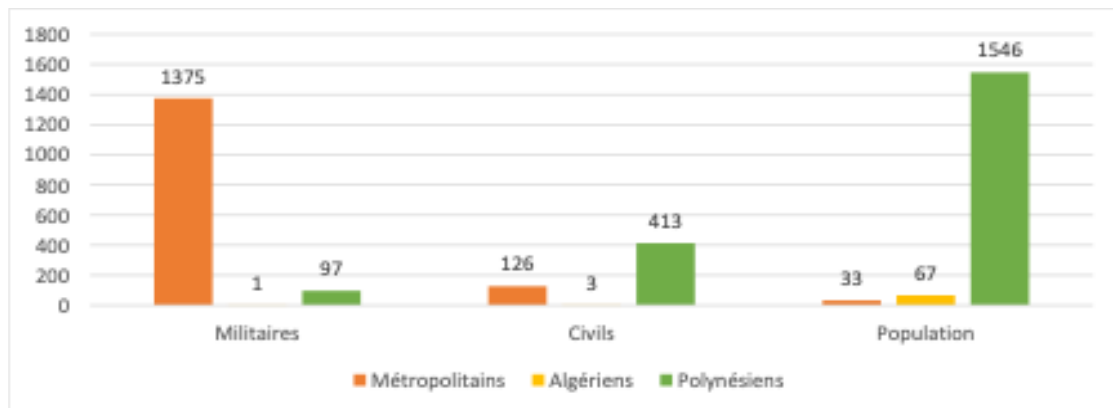
図表 1-3 申請者の代理人の分布

CMS	284	Total : 2513
HCRPF	771	
Associations (toutes confondues)	863	
Avocats	595	
Sans représentant	1148	
Total	3661	

図表 1-4 申請者の地理的分布



図表 1-5 申請者の属性と各属性内の地理的分布



b. 審査（図表 2-1～2-4）

図表 2-1 は 2010 年から 2015 年 3 月 15 日までの審査結果（申請件数、棄却件数、認容件数の順で並んでいる）、図表 2-2 は 2015 年 3 月 15 日までの審査結果（申請件数、棄却件数〔不受理件数、旧審査基準による棄却件数、新審査基準による棄却件数〕、認容件数〔認容率〕の順で並んでいる）、図表 2-3 は 2015 年以降の審査結果と認容率（申請件数、棄却件数〔不受理件数を除く〕、認容件数、認容率の順で並んでいる）を示したものである。

2015 年（3 月 15 日）の前後で区分されているのは、これを境に、CIVEN の位置づけが、国防省の一部門から独立行政機関に変わったからである（Ⅱ 2(1)を参照）。同法の施

行（2015 年 3 月 15 日）前は CIVEN の勧告をもとに国防省が補償の可否を決定していたが、同法の施行後は CIVEN が決定機関となった。国防省の時代は認容率が 2%にとどまっていたが（図表 2-1）、CIVEN が決定機関となって以降はわずかに増加に転じた（図表 2-2）。

2018 年以降は、認容率が飛躍的に高まり、50%にまで達した（図表 2-2・図表 2-3）。これは、因果関係の推定に関する規律の変更によるものである（Ⅲ 2 を参照）。

図表 2-4 は、被認容者の疾患の内訳である。乳がん及び肺がんが特に多く、次いで、皮膚がん、甲状腺がん、白血病、膀胱がん、リンパ腫、結腸がん、腎臓がんが多い。

図表 2-1 2010 年から 2015 年 3 月 15 日までの審査結果

Ministre de la Défense	Décisions prises	Rejets	Accords
du 5 janvier 2010 au 15 mars 2015	862	845	17 (2 %)

図表 2-2 2015 年 3 月 15 日から 2024 年までの審査結果

Année	Décisions prises	Rejets			Accords (% : nb d'accords / nb de décisions prises)
		pour irrecevabilité de la demande (maladie, lieu, date, non ayant droit)	selon méthodologie de 2015	Selon nouvelle méthodologie validée le 14 mai 2018 (actualisée le 22 juin 2020)	
à/c du 15 mars 2015	43	6	34	/	3 (7 %)
2016	111	25	76	/	10 (9 %)
2017	23	18	4	/	1 (4 %)
2018	266	6	/	115	145 (56 %)
2019	268	21	/	121	126 (47 %)
2020	223	18	8*	88	109 (49 %)
2021	199	26	/	82	91 (46 %)
2022	320	39	/	113	168** (48 %)
2023	287	46	/	104	137 (48 %)
2024	575	163	/	243	169 (29 %)
Total	2315	368	122	866	959 (41 %)

*Décisions prises en application des décisions du Conseil d'État en date du 27 janvier 2020 pour les dossiers enregistrés avant le 31 décembre 2018.

**Comprend les dossiers contentieux réexaminés en séance du Comité suite à la décision portant sur la question prioritaire de constitutionnalité rendue par le Conseil constitutionnel le 10 décembre 2021.

図表 2-3 2015 年以降の審査結果と認容率

	Décisions	Rejets	Acceptés	% acceptés
2015-2018	128	114	14	11 %
2018	260	115	145	56 %
2019	247	121	126	51 %
2020	205	96	109	53 %
2021	173	82	91	53 %
2022	281	113	168	60 %
2023	241	104	137	57 %
2024	412	243	169	41 %
Total	1947	988	959	49 %

図表 2-4 被認容者の疾患の内訳

Pathologie	Nombre	SEXE	
		H	F
Cancer du sein	218	5	213
Cancer du poumon	175	161	14
Cancer cutané*	90	87	3
Cancer de la thyroïde	71	26	45
Leucémie	66	54	12
Cancer de la vessie	62	59	3
Lymphome	61	55	6
Cancer du côlon	57	54	3
Cancer du rein	49	47	2
Myélome	32	31	1
Cancer de l'œsophage	27	25	2
Cancer du rectum	26	24	2
Cancer de l'utérus	24	0	24
Cancer des os et du tissu conjonctif	23	19	4
Cancer du foie	23	20	3
Cancer de l'estomac	20	18	2
Myélodysplasie	20	18	2
Cancer du cerveau et du système nerveux central	19	19	0
Cancer de l'ovaire	10	0	10
Cancer des voies biliaires	6	6	0
Cancer de l'intestin grêle	5	4	1
Cancer de la vésicule biliaire	4	4	0
Cancer des glandes salivaires	0	0	0
Total pathologies indemnisées	1088	736	352
Dont cancers multiples	131	96	35

*Le cancer cutané peut donner lieu à plusieurs lésions cutanées. Ce cancer n'a été comptabilisé qu'une seule fois par demandeur dans le présent tableau et n'est donc pas comptabilisé dans les « cancers multiples ».

c. 補償（図表 3-1～3-3）

図表 3-1 は、CIVEN による補償申込みについてのデータである。申請の認容に基づいてされる場合と、行政裁判所で棄却決定が取り消され、CIVEN が再審査を命じられたことに基づいてされる場合とがある。2024 年現在、前者は計 873 件、後者は計 217 件であり、合計 1090 件の補償申込みがされている。なお、2020 年以降は、棄却決定が取り消される場合には、裁判所が直接に補償額を定めるものとされている（2024 年は 24 件）。

図表 3-2 は、棄却決定の取消しに関する行政訴訟（第 1 審）の帰趨についてのデータである（2022 年以降のみ）。2024 年でいえば、計 59 件がフランス領ポリネシアないし本土で提起され、CIVEN

の勝訴が 49 件、敗訴が 10 件であった。一般市民について CIVEN が敗訴することはないのに対し、軍人・文官では一定割合で CIVEN が敗訴するケースがある。なお、控訴審で第 1 審の判断が覆ることはほとんどないようである（2022 年以降 0 件）。

図表 3-3 は、補償金支払についてのデータである。2024 年までに、計 1309 名の被害者に対し、計 90,798,283 ユーロが支払われた。第三支払者たる社会保障機関への償還（コンセイユ・デタの 2016 年 10 月 17 日意見〔Ⅱ 3(2)を参照〕により廃止）の額や訴訟費用を含めた支出額の総計は 92,054,488 ユーロであり、被害者 1 名平均は 70,324 ユーロである。

図表 3-1 補償申込みの件数と内訳

Ministre de la Défense	Offres d'indemnisation à la suite d'accord du ministre	Offres d'indemnisation sur décision de justice	TOTAL
Jusqu'en février 2015	17	0	17
CIVEN depuis qu'il est une AAI	Offres d'indemnisation à la suite d'accord du CIVEN	Offres d'indemnisation sur décision de justice	TOTAL
2015	3	3	6
2016	10	25	35
2017	3	34	37
2018	17	91	108
2019	114	46	160
2020	105	17	122
2021	126	0	126
2022	171	1	172
2023	156	0	156
2024	151	0	151
Total CIVEN	873	217	1090

図表 3-2 棄却決定の取消しに関する行政訴訟（第 1 審）の帰趨

		Juridiction		Statut			Total
		Tribunal administratif de la Polynésie française	Tribunaux administratifs métropole	Militaires	Civils	Population	
2024	Contentieux gagnés	42	7	7	4	38	49
	Contentieux perdus	1	9	9	1	0	10
2023	Contentieux gagnés	19	6	5	0	20	25
	Contentieux perdus	2	10	10	2	0	12
2022	Contentieux gagnés	42	1	1	0	42	43
	Contentieux perdus	0	5	4	1	0	5

図表 3-3 補償を受けた被害者数と支払総額

Type de dépenses	2010 - 2019	2020	2021	2022	2023	2024	Total
Nb d'indemnisations	362	144	217	215	198	173	1 309
Montants des sommes versées aux victimes *	25 812 428 €	10 455 338 €	16 342 252 €	14 769 691 €	12 209 353 €	11 209 221 €	90 798 283 €
Montants versés aux caisses de S.S. jusqu'au 17 octobre 2016 **	747 299 €	/	/	/	/	/	747 299 €
Frais de justice	92 590 €	64 585 €	87 914 €	117 342 €	111 500 €	34 157 €	528 088 €
Total	26 653 135 €	10 519 923 €	16 430 166 €	14 887 033 €	12 320 853 €	11 243 378 €	92 054 488 €
Montant moyen versé par indemnisation*	145 855 €	73 055 €	75 715 €	69 242 €	62 226 €	64 990 €	70 324 € (moyenne)
Montants versés aux experts (pour information)	317 280 €	165 875 €	270 432 €	256 615 €	132 218 €	227 446 €	1 369 866 €

* Y compris les intérêts au taux légal. Montant effectivement payé par le CIVEN.

** Avis contentieux du Conseil d'État du 17 octobre 2016 jugeant que le dispositif d'indemnisation des victimes des essais nucléaires assuré par le CIVEN a été institué par le législateur au titre de la solidarité nationale et ne constitue pas un régime de responsabilité ouvrant un droit au remboursement de leurs débours aux tiers payeurs.

II 制度的側面——核実験被害者補償と補償基金論

以上のような核実験被害者補償の制度は、フランス法によく見られる補償基金²¹⁾の1つであるように思われる(1)。実際、制度創設後も、補償基金としての規律の整備が進められている(2)。もっとも、それを補償基金と見るべきかどうかについては、国の責任の有無という問題と関連して、いささか混乱した議論状況が現れている(3)。

1. 前提——フランス法における補償基金

フランス法は、かねてより、補償基金（一定の加害事象から生じた損害の填補を、公的・私的な集団が拠出した原資として管理・運営される資金からの支払により実現する制度）の創設に積極的であり、交通事故（強制損害保険保障基金(FGAO)）、犯罪・テロ行為（テロ行為その他犯罪

被害者保障基金(FGTI)、公衆衛生災害（アスベスト被害者補償基金(FIVA)等）、医療事故（全国医療事故等補償局(ONIAM)〔医療事故、重大な院内感染、義務的予防接種、輸血等によるHIV・C型肝炎ウイルス等感染、ベンフルオレクス薬害等〕）、技術的災害（前掲FGAOが担う）、その他（預金保障整理基金(FGDR）、農薬被害者補償基金(FIVP)等）の分野で活用されている²²⁾。①保険や②社会保障と並ぶ「リスクの社会化」の一手法であり、個々の潜在的加害者に即したリスク算定を前提としない点等において①と区別され、被害者の窮状の救済等でなくその損害の填補を正面から実現する点等において②と区別される²³⁾。

補償基金による損害填補は、実体面（責任原因の証明の不要性。文脈に応じて、加害主体の特定の不要性や因果関係の推定も認められることがある）・手続面（訴訟でなく〔準〕行政手続によ

²¹⁾ 日本語文献として、中原太郎「損害填補制度としての補償基金に関する基礎的考察——クネチュの所説を中心に」沖野眞巳ほか編『これからの民法学・消費者法(I)〈河上正二先生古稀記念論文集〉』（信山社、2023年）511頁以下。同論文におけるフランス法の検討は、J. Knetsch, *Le droit de la responsabilité et les fonds d'indemnisation*, LGDJ, 2013に基づく。

²²⁾ J. Knetsch, *supra* note 21, pp.22-54；中原・前掲注(21)514-520頁。

²³⁾ J. Knetsch, *supra* note 21, pp.295-335；中原・前掲注(21)522頁。

る)において、責任制度による損害填補と相違する。(i)責任の存在・確認を前提として発動するもの(補充的補償基金[責任主体の不明・無保険に際してFGAOが実施する交通事故被害者補償、フォートある主体が見出されない場合にONIAMが実施する医療事故補償等])もあるが、(ii)それを前提とすることなく発動するもの(一次的補償基金)もある。また、(a)将来の被害者をも念頭に置いて制度設計されるもの(将来的補償基金)もあるが、(b)過去の大規模加害事象の多数被害者の補償(多衆侵害事例への対処)を目的とするもの(回顧的補償基金[アスベスト禍についてのFIVAによる補償、汚染血液禍についてのONIAMによる補償等])もあり、後者は、当該事象の発生に寄与した者(国を含む)に原資を拠出させる旨の政策的決定に基づき、訴訟によらない平和的な解決による迅速な損害填補を志向する点、補償対象者を選別する点、限られた存続期間を予定する点等に特徴がある²⁴。

2010年法による核実験被害者補償は、(核実験を実施した)国による原資拠出のもと、(核実験という)過去の大規模加害事象につき、責任の存否を問うことなく行政手続による簡易・迅速な損害填補を行うものである点において、(ii)一次的かつ(b)回顧的な補償基金であるように見受けられる。実際、以下で見るように、立法後の制度の推移は、補償基金としての規律の整備にほかならないように思われる(2)。事実に着目しても、(b)の創設は、一定の損害を補償すべしとの世論の高まりを背景とすることが多いところ、核実験被害者補償についても、(ポリネシア人・退役軍人等による)被害者団体の結成とその活動の進展を前に、政治権力が調査に乗り出し、さしあたり限定された範囲での救済が実現された後に、責任訴訟の提起により一定の成果を勝ち取りつつ世論を巻き込んでいくという、アスベスト禍・汚染血液禍等と同様の経緯があった²⁵。もっとも、問題の政治的背景に起因して、核実験被害者補償の位置づけは、いささか悩ましいものであるとも認識されている(3)。

2. 補償基金としての規律の整備

2010年法の規律は、一方で改善(1))を、他方で具体化(2))を要するものであった。これらを経て現在では安定的な運用が実現されているが、なお進展(3))を望む声もある。

(1) 審査の公正性の確保

2010年法の制度的側面について最も多く取り沙汰されたのが、補償の審査の公正性が確保されているのかという問題であった²⁶。2010年法(及びこれに基づく2010年デクレ。以下、それぞれ「法」「デクレ」とする)の時点では、①CIVENは国防大臣の諮問機関ないし国防省の一部門にすぎなかった。CIVENは、補償申請を受け付け、補償要件(受理要件および因果関係の推定の覆滅の是非)を審査するものの(法1条II1項)、国防大臣に対し当該申請の認否に関する勧告を提示するにすぎず、最終的な認否は、国防大臣がCIVENの勧告を踏まえて決定するものとされていた(法1条III1項)。また、②CIVENの委員についても、委員長(コンセイユ・デタの評定官又は破毀院判事)のほかは、「特に……国防大臣及び保健大臣が共同で任命する医学専門家」を委員とすることが定められ(法4条I1項)、関係行政機関の長に任命権があるだけでなく、公正な審査のために重要な医学専門家の数や構成もデクレの規律に委ねられていた(デクレ3条1項[委員長以外の7名中4名])。申請認容率が2%弱と著しく低迷する中で、これらの点は批判の標的とされた。

2013年法(及びこれに基づく2014年デクレ。以下、それぞれ「現行法」「現行デクレ」とする)に基づく改正により、①CIVENは独立行政機関(法人格を持つ)として国防省から切り離され(現行法4条II1項柱書)、かつ、申請の認否の決定権限を付与されるとともに(現行デクレ14条I)、②CIVENの委員の数・構成は法律事項となり(核実験被害者団体代表者の提案に係る医師1名を追加した点が重要)、また、その任命はデクレによりされるものとされた(現行法4条II1項

²⁴ J. Knetsch, *supra* note 21, pp.93-163 ; 中原・前掲注(21)521-522頁。

²⁵ J. Knetsch, « Le CIVEN : un fonds d'indemnisation comme les autres ? – Réflexions sur la nature juridique du comité — », in H. Arbousset (dir.), *L'indemnisation des victimes des essais nucléaires français*, Mare et Martin, 2021, p.47, spéc. pp.51-61.

²⁶ Th. Hochmann, « Une si vaine indépendance ? Fondements et fonctions de l'indépendance du comité d'indemnisation des victimes des essais nucléaires », in G. Calley et F. Poirat (dir.), *Le traitement juridique contemporain du fait nucléaire en Polynésie française*, Éditions A. Pedone, 2023, p.173.

2号。現在の委員は2019年2月18日のデクレにより任命された。同時に、③会議の招集（現行デクレ3条）、職員の調達（現行デクレ4条）、委員長の指揮権限（現行デクレ5条）、報酬及び旅費の支払（現行デクレ6条）、会計（現行デクレ7条・8条）、内部規律の策定・公表（現行デクレ9条）といった細則も明確化された。補償機関の組織面における中立性の確保が、補償基金の運営において重要であることはいうまでもない。もっとも、このことと申請認容率の向上は、直ちには結びつかない²⁷。申請認容率の向上という政策的課題は、因果関係の推定という実体面の規律の修正（Ⅲを参照）により達成されることとなる。

（2）全部補償の具体的実現

2010年法は、損害の全部補償をうたう（法1条1項＝現行法1条I）。もっぱら人身損害の補償が問題となるところ、その算定のあり方は、CIVENが決定し公表している（2020年6月22日の決議第1号²⁸）。それによれば、CIVENは、補償申請が補償要件を満たしていると判断した場合には、鑑定人（医師）に被害者が受けた全損害の算定を委託し（現行法4条V2項、現行デクレ12条）、その結果を受けて補償金額を確定する。具体的には、人身損害一般につき裁判実務上使用されている「ダンティヤク一覧表」の各損害項目につき、鑑定結果に照らしてCIVEN作成の計算表（ONIAM作成の計算表にならったもの）に従った算定をし、その合算により補償金額を導き出している。

詳細な損害項目としては、①症状固定前の損害として、(i)一時的な財産的損害（現実の医療費、現実の逸失利益、諸費用、第三者による看護費用）、

(ii)一時的な非財産的損害（機能損害、身体的苦痛、生存条件障害、容貌損害）、②症状固定後の損害として、(i)永続的な財産的損害（諸費用〔住居調整、車両調整等〕、将来の逸失利益、職業的影響、第三者による看護費用）、(ii)永続的な非財産的損害（機能損害、享楽損害、容貌損害、性的損害、家庭形成損害、特殊損害）が挙げられる。放射線被曝による疾患は、ダンティヤク一覧表が想定する外傷性の疾患と異なる特徴（進行性）を備えることから、CIVENはこれに適宜修正を加えている²⁹。具体的には、①(ii)生存条件障害及び②(ii)特殊損害として、進行性の疾患に罹患したことによる被害者のがんの転移等への不安・苦悶を考慮し（生存条件障害は7段階、特殊損害は3段階に分類）、単なる身体的苦痛を超える非財産的損害の把握に努めている。

（3）補償のさらなる充実？

補償の手続的な充実は、特にフランス領ポリネシアの被害者を念頭に主張される³⁰。被害者団体との連携のもと、補償措置の存在を広く知らしめるとともに、申請書類の作成支援を拡充していくこと、CIVENとその職員が審査から補償申込みの段階まで個々の被害者に対して懇切丁寧な対応をすることの重要性等が指摘されている。かかる主張は、独立問題を抱えるポリネシアに関する政治的な考慮の表れであるといえよう。

補償の内容的な充実は、賠償対象の損害の拡充要請として主張される³¹。2010年法は、当初より、放射線被曝による疾患に罹患した者が受けた損害を補償の対象としている（その者が死亡した場合にその承継人が申請しうるのも当該損害の補償である）。そのため、第1に、間接損害（被害

²⁷ J. Knetsch, *supra* note 25, pp.67-68.

²⁸ Comité d'indemnisation des victimes des essais nucléaires français, *supra* note 20, pp.80-86 et p.102. M. Lahana, « L'application de la méthodologie du Comité d'Indemnisation des Victimes des Essais Nucléaires d'un point de vue indemnitaire et contentieux », in H. Arbousset (dir.), *L'indemnisation des victimes des essais nucléaires français*, Mare et Martin, 2021, p.75, spéc. pp.83-87 ; du même auteur, « Les aspects procéduraux de l'indemnisation par le CIVEN », in G. Calley et F. Poirat (dir.), *Le traitement juridique contemporain du fait nucléaire en Polynésie française*, Éditions A. Pedone, 2023, p.189, spéc. pp.193-201 も参照。

²⁹ Y. Guenzoui, « Le chant du cygne de la responsabilité ? », in G. Calley et F. Poirat (dir.), *Le traitement juridique contemporain du fait nucléaire en Polynésie française*, Éditions A. Pedone, 2023, p.245, spéc. pp.263-266.

³⁰ G. Hermitte, « L'indemnisation des victimes des essais nucléaires : une vue de l'intérieur », in G. Calley et F. Poirat (dir.), *Le traitement juridique contemporain du fait nucléaire en Polynésie française*, Éditions A. Pedone, 2023, p.163, spéc. pp.171-172. Ph. Brun, « La commission Loi EROM : bref retour d'expérience », *ibid.*, p.207, spéc. p.208 も参照。

³¹ 第1の問題につき、C. Broyelle, « Le préjudice indemnisable en droit public aujourd'hui », in G. Calley et F. Poirat (dir.), *Le traitement juridique contemporain du fait nucléaire en Polynésie française*, Éditions A. Pedone, 2023, p.233, spéc. p.243. 第2の問題につき、Ch ; Touzot-Fadel, « Le long chemin de la reconnaissance des dommages environnementaux des essais nucléaires français et de leur indemnisation », in H. Arbousset (dir.), *L'indemnisation des victimes des essais nucléaires français*, Mare et Martin, 2021, p.221.

者と親密な関係にある者〔間接被害者〕が受けた損害〕は、補償対象とならない。間接被害者は国に対し行政賠償責任を追及するほかにないが、因果関係の証明困難に直面するゆえ（直接被害者につき CIVEN への補償申請が認容されたのみでは因果関係を認めるには不十分である〔パリ行政控訴院 2021 年 12 月 30 日判決³²⁾〕、補償基金による対応が考慮に値する。第 2 に、環境損害（放射性物質の放出により環境自体が被る損害）は、やはり補償対象とならない。今日でこそ 2016 年 8 月 8 日の法律第 1246 号により民法典 1246 条以下に環境損害の賠償に関する規律が導入されたが、当該法律の施行以前の核実験には適用されず、やはり補償基金による対応が考慮に値する。もっとも、いずれも散発的な指摘にとどまり、立法論として成熟したものであるわけではない。

3. 補償基金としての正当性

核実験被害者は何ゆえに損害の填補を受けることができるのか。この問題は、2010 年法による補償が「責任(responsabilité)」を基礎とするのか「国民連帯(solidarité nationale)」を基礎とするのかという観点から論じられる³³⁾。いずれの見方も可能である一方（(1)）、この問題につき判断を迫られたコンセイユ・デタは後者の立場をとった（(2)）。もっとも、この問題にどれだけ執着する意義があるかは、疑わしいように思われる（(3)）。
(1) 責任か国民連帯か

核実験被害者補償をするということは、国の責任を認めるものなのか。政府はこれを明言せず、むしろ歴代の大統領は、公式見解を示す場では慎重な言い回しを貫いた。他方において、国の責任の存在は、2010 年法の立法過程において、幾度となく示唆されている。法案の名称には「フランスによる核実験の健康影響の賠償(réparation)」の語

が用いられ³⁴⁾、その付属資料たる影響調査報告書は国単独での補償負担を提案した³⁵⁾。審議段階では多くの議員が国の責任を指摘し、国防大臣も国民議会及び同数合同委員会において国の責任に言及した。これらは法的な意味で「責任」を語るものとは限らないが、行政賠償責任の一般理論に照らし、核実験の文脈で国のフォートによらない責任を肯定することに支障はない³⁶⁾。2010 年法に関してみても、全部補償の規律は責任制度によってこそ正当化しやすいし、2013 年改正による CIVEN の独立行政機関化は、国の責任の成否・内容を中立的に判断させるための仕組みとも見うる。もっとも、以上のような材料があるとしても、国の責任を明言しづらいことは事実である。2010 年法が核実験被害者の「認定(reconnaissance)」という表現を用いたのは、国の責任に踏み込まないという慎重な態度の表れにほかならない。

それならば、核実験被害者補償は、一般に補償基金が創設される場合に援用される、国民連帯の思想に基づくものなのか。政府はこれも否定する。前述の影響調査報告書は³⁷⁾、①国のみが補償負担を負う以上、法人格を備えた国と独立の機関を設ける必要はないという。また、②補償基金の創設は、責任主体が無資力・不明であったり、被害者が多いがゆえに責任の確定に支障を来したりする場合に要請されるが、核実験被害者補償ではこうした事情は存在しないという。補償基金は①運営主体の法人格の有無にかかわらず成立しうるものであるし、②被害者の数が相対的に限定されていても、また、責任主体の無資力・不明という事情がなくても構想しうるものであるゆえ、こうした説明の説得力は疑わしい³⁸⁾。そうであるとしても、核実験という高度に政治的・軍事的な加害事象について「連帯」を正面から語ることに、

³²⁾ CAA Paris, 30 décembre 2021, n°03088.

³³⁾ J. -M. Pontier, « La responsabilité du fait nucléaire », in J. -M. Pontier et E. Roux (dir.), *Droit nucléaire. Le contentieux du nucléaire*, PUAM, 2011, p.144 ; T. Leleu, « La nature juridique du régime d'indemnisation des victimes des essais nucléaires : une responsabilité sans faute de l'État dissimulée ! », in H. Arbousset (dir.), *L'indemnisation des victimes des essais nucléaires français*, Mare et Martin, 2021, p.91 ; Y. Guenzouzi, supra note 29, pp.248-254.

³⁴⁾ Projet de loi relatif à la réparation des conséquences sanitaires des essais nucléaires français, n°1696, Ass. Nat., déposé le 27 mai 2009.

³⁵⁾ Étude d'impact annexée au Projet de loi relatif à la réparation des conséquences sanitaires des essais nucléaires français, Doc. AN 2009, n°1696, déposé le 27 mai 2009, p.12.

³⁶⁾ T. Leleu, supra note 33, pp.99-104.

³⁷⁾ Étude d'impact annexée au Projet de loi relatif à la réparation des conséquences sanitaires des essais nucléaires français, Doc. AN 2009, n°1696, déposé le 27 mai 2009, p.12.

³⁸⁾ J. Knetsch, supra note 25, pp.63-64.

抵抗があったものと思われる。こうして議論はいささか混迷に陥った。

(2) コンセイユ・デタの立場

かかる状況下で、2010 年法による補償の性質に関して明確な判断を示したのが、コンセイユ・デタの2016年10月17日意見³⁹である。これは、国防省の補償申請棄却決定を取り消したうえで、参加人たるポリネシア福利厚生金庫(当該申請者に対し労災補償給付をした)の国に対する求償請求を棄却したポリネシア行政裁判所判決に対し、金庫により控訴がされ、その審理に当たっていたパリ行政控訴院から、コンセイユ・デタに見解請求がされたという事案に係るものであった。コンセイユ・デタは、「立法者は、CIVEN に対し、責任の一切の探求を排除した和解手続を通じて、核実験により被害者が受けた損害を補償するという任務をゆだねることにより、国民連帯として、被害者の補償を実現する措置を創設した」と判示した。核実験被害者補償は、責任ではなく国民連帯に基づくものだとするものである。

かかる判断の背後には、公衆衛生に関わるスキャンダルについて国の責任を認めることへの抵抗感や、フランスの国際的立場に関わる外交問題について司法が言及することへの抵抗感を見出すことも可能である(Ⅲ 3(2)を参照)。もっとも、直接に争われたのは、核実験被害者に対して社会保障給付をした者(第三支払者(tiers payeur))による求償請求の可否である⁴⁰。一般に、第三支払者は、被害者の加害者に対する損害賠償請求権に代位する。ここでは、国が核実験被害者に対して補償をする場合に、被害者の国に対する損害賠償請求権が定型的に認められるかが問われているにすぎない。上記見解そのものは、核実験被害者補償は国の責任の探求を前提とするものでない以上、それは認められないことを判示したものに

ほかならない。いずれにせよ、これを機に、2010年法による補償は国民連帯の思想に基づくものであり、同法が定める制度は補償基金であるとの理解が定着することとなった。

(3) 補償基金論への定位

もっとも、現在の補償基金論からすれば、以上の議論の前提に対して疑問を投じることにも可能だろう。上記の議論は、①「責任か国民連帯か」を問い、②後者を補償基金に結びつける。しかし、①補償基金を創設することの主眼は、責任制度によらずに簡易・迅速に被害者の損害を填補することであり、責任制度により責任追及可能な主体があるか否かが補償基金の創設の是非に直結するわけではない⁴¹。責任の存否・確認を要しない一次的補償基金が多く存在するという事実は、その証左である。また、②伝統的に補償基金の正当化根拠とされる「国民連帯」は、憲法上の基礎(1946年憲法前文12項)を有するものの、概念内容が不明確であり、法技術性を欠く⁴²。ドイツ法から示唆を得て、補償基金を集团的責任(責任制度に基づく特定の者への帰責ではなく、社会的観点を取り入れた「当該損害との特別な関係が見出される」集団への帰責)に基づく社会的補償の仕組みであると見る最近の見解(クネチュ)からすれば、核実験被害者補償の議論で援用される国民連帯は、この集团的責任の別表現にほかならない⁴³。当該議論で国の責任を見出すために指摘されるフォートによらない行政賠償責任の枠組みは、それ自体、集团的責任・社会的補償の範疇に属するものである。「責任か国民連帯か」という二者択一で論じることには意義は存在しないことになる。

上記見解によれば、補償基金の創設ないし社会的補償の発動は、当該損害が「社会的に条件付けられた(socialement conditionné)」ものである場合に要請される⁴⁴。①国家作用から直接・間接に生

³⁹ CE, 17 octobre 2016, n°400375.

⁴⁰ この問題につき、K. Martin « La prise en charge budgétaire par la caisse de prévoyance sociale (CPS) des dépenses de santé liées aux maladies résultant d'une exposition aux rayonnements des essais nucléaires », in G. Calley et F. Poirat (dir.), *Le traitement juridique contemporain du fait nucléaire en Polynésie française*, Éditions A. Pedone, 2023, p.211 も参照。

⁴¹ クネチュは、補償基金が前提とする集团的責任(後述)は、狭義の「責任(Haftung ; liability)」と対置される「答責性(Verantwortung ; responsibility)」の意味での「責任」であるとする(J. Knetsch, supra note 21, pp.256-257 ; 中原・前掲注(21)525頁)。

⁴² J. Knetsch, supra note 21, pp.79-92 et pp.259-260 ; 中原・前掲注(21)523頁。

⁴³ J. Knetsch, supra note 25, p.65.

⁴⁴ J. Knetsch, supra note 21, pp.264-270 ; 中原・前掲注(21)525頁。ただし、社会倫理(社会を構成する多様な構成員・集団の関係を規律する規範)、世論、被害者の平等待遇といった諸要素も補足的に作用する(J. Knetsch, supra note 21, pp.270-276 ; 中原・前掲注(21)526頁)。

じた損害（戦争損害等）、②現代的な技術の利用に起因する損害（交通事故、技術的損害、医療事故等）、③社会的に動機付けられた個人の行為により生じた損害（人体関連研究、義務的予防接種等）、④政治的に動機付けられた犯罪（テロ行為等）により生じた損害がその例として挙げられ、核実験被害者補償はこのうち①に属する。補償基金制度としての適切性はこれとは別問題であり、CIVEN の独立行政機関化をもって国の責任の承認と見る必要はなく（単に補償基金における審査の公正性が増したと捉えれば済む）、それが法人格を有するか否かも補償基金であるとの性質決定に影響しない（運営主体に法人格があろうとなかろうと、独立・公平な審査、原資の確保、会計の個別化は可能である）。こうして、核実験被害者補償の仕組みは、補償基金としての位置づけを確保することになる。

Ⅲ 実体的側面——核実験被害者補償と因果関係論

核実験被害者補償の実体的特徴は、補償要件としての因果関係につき、その推定という解決を採用している点にある（１）。その具体的規律、すなわち推定の覆滅をいかなる場合に認めるかについて、制度創設後も「改善」が試みられてきた（２）。現在では安定状況を迎えたとはいえ、そもそも申請認容率の向上に専心すること自体に、異論も示されている（３）。

１．前提——因果関係の推定

民事責任にせよ行政責任にせよ、因果関係（事実的因果関係）の証明責任は原告たる被害者が負うというルールはフランスにおいても原則としての地位を占めており、因果関係が証明されていないとして請求が棄却されることは珍しくない。他方で、因果関係の推定の技術を用いて被害者の証明負担を緩和することもまた、認められている。一般法上の規律として、①「人による事実上の推定（*présomption de fait de l'homme*）」（当該事件における諸事情から裁判官が自らの知識と熟慮に基づいて裁量的に導く推定。重大性・明確性・整

合性が要件とされる〔民法典 1382 条〕）、②実体的な考慮に基づく推定（フォートによるリスクの創出に際して、当該リスクの常態的・予見可能な発現形態たる損害の発生との因果関係を推定する等）が存在する。また、法律又は判例が、因果関係の推定の規律を正面から定めることがある。原子力事故、労働事故・業務災害、交通事故、物の保管者の責任、結果債務の不履行による契約責任等である。

かかる因果関係の推定の手法は、補償基金においても活用されている⁴⁵。代表的なものとして、①エイズウイルス感染者補償が挙げられる。1991 年 12 月 31 日の法律第 1408 号により創設された被輸血者・血友病患者補償基金（FITH）の任務は、現在では全国医療事故等補償局（ONIAM）に引き継がれているが（公衆衛生法典 L.3122-1 条 3 項）、補償要件に変更はない。被害者（フランス領土内で血液製剤の輸血等によりエイズウイルスに感染した者〔同法典 L.3122-1 条 1 項〕）は、補償申請に際し、エイズウイルスへの感染及び血液製剤の輸血等の事実を証明すればよい（同法典 L.3122-2 条 1 項）。輸血等が感染の原因でないことの証明負担は申請を棄却しようとする ONIAM に課され、その証明がない場合には、ONIAM は所定の期間（3 か月〔同法典 L.3122-2 条 4 項〕）内に補償申込みをしなければならない。かかる仕組みは、同じく②C 型肝炎ウイルス感染補償には存在しなかったが、判例により被害者の因果関係証明負担の緩和が図られ、2002 年 3 月 4 日の法律第 303 号により、因果関係の推定が明文化された。ただし、もっとも、①と異なり、被害者は輸血が原因で感染したと推定するに足る資料を示す必要があるとされている（同法 102 条 1 項）。

因果関係の証明困難は、核実験被害者補償の文脈にも当てはまる。放射線被曝による疾患として想定されるがん疾患は、非特異的なものであり、放射線被曝により罹患のリスクが高まるとしても、個別のがん疾患が（他の原因でなく）放射線被曝を原因とするものであることを、確実性をもって証明することは非常に困難である⁴⁶。それゆえ、2010 年法は、申請の受理要件を満たす場合に

⁴⁵ G. Viney, P. Jourdain et S. Carval, *Traité de droit civil. Les conditions de la responsabilité*, 4^e éd., LGDJ, n°367-1, pp.277-280.

⁴⁶ M. Lamoureux, « L'enjeu de la causalité : approche juridique », in H. Arbousset (dir.), *L'indemnisation des victimes des essais nucléaires français*, Mare et Martin, 2021, p.139, spéc. p.140. 同・前掲注(1)200-201 頁も参照。

は一定のがん疾患について因果関係が推定され、その反証（覆滅）の負担は CIVEN に課されるものとした（法 4 条Ⅱ 1 項＝現行法 4 条Ⅴ 1 項）。類似の仕組みは、原子力損害賠償に関する環境法典 L.597-12 条・L.597-36 条でも採用されている（「人身損害については、反証のない限り、当該事故を原因とすると推定される被曝疾患の非限定的なリストが、放射と汚染の相関及び被曝症状が確認された期間に応じて、デクレにより作成される」）。問題は、いかなる場合に推定の覆滅が認められるかであり、以下で見るような紆余曲折の末に形成された規律（2）は、妥協の産物としての性格が色濃いものとなった（3）。

2. 因果関係の推定の覆滅をめぐる展開

2010 年法は、当初、因果関係の推定の覆滅の可否を「無視しうるリスク」の基準に求めたが（(1)）、補償認容率の低迷を受け、2018 年改正により「年間 1mSv」という閾値の基準に改められた（(2)）。その過程では、コンセイユ・デタが下す判断が重要な役割を果たした。

(1) 2010 年法の「失敗」

2010 年法によれば、申請者は、「補償の要件〔受理要件を指す——中原注〕が充足されている場合には、因果関係の推定を享受する」。もっとも、これは「覆しうる推定（*présomption réfragable*）」であり、当初は、「ただし、疾患の性質及び被曝の状況に照らして、核実験に帰せしめられるリスクが無視しうる（*négligeable*）ものと判断される場合には、この限りでない」との規定が付された（法 4 条Ⅱ 1 項）。疾患が核実験に起因するのではなく、核実験に帰せしめられるリスクが無視しうるものであること（「無視しうるリスク」）の証明により因果関係の推定を覆滅するものである。かかる構想は、「原因確率（*probabilité de causalité*）」を問うという、国際原子力機関が推奨する手法に依拠するものであった⁴⁷。

「無視しうるリスク」か否かの判断にあたっては、アメリカで労災審査のために開発されたソフトウェアが使用された。これは、申請者の個別データと疫学的データを組み合わせたものであり、

被曝年齢、診断年齢、性別、疾患の性質、検出・推定される被曝量等のデータを入力することにより、原因確率を算定する。CIVEN（2013 年改正以前は CIVEN の勧告を受けた国防省）は、これが 1%を下回る場合に、因果関係の推定が覆滅されたとして、補償申請を棄却した。1%という数字は、アメリカやイギリスの核実験被害者補償で採用されていたものより相当に低いものであったが、それでも申請認容率は 2%にとどまり（I 2 (2)b を参照）、不服申立てのための行政訴訟が頻発した。かかる状況下で、2015 年末に最上級審の判断が示されるに至る（コンセイユ・デタ 2015 年 12 月 7 日判決⁴⁸）。同判決において、コンセイユ・デタは、原因確率を問題とすること自体の正当性は認めつつも、諸々のデータの重みづけ、とりわけ測定された線量データを重視する算定手法は不正確であり、個別の申請者が置かれた具体的な被曝状況（核実験実施時の所在・職務・任務等）を考慮しなければならないとした。これにより、CIVEN はより厳格な審査を迫られた。

2016 年 2 月にオランダ大統領がフランス領ポリネシアを訪問し、「無視しうるリスク」基準の再考を表明したことを契機として、因果関係の推定の覆滅の基準の改正が議論されることになる。政府は、推定の覆滅が許容される原因確率を 0.3%未満に引き下げたうえでそれを明記しつつ、コンセイユ・デタの判示に沿う修正を可能とする規律をデクレによって設けることを提案したが、世論の高まりを受けて国民議会・元老院の同数合同委員会が開催された結果、端的に「無視しうるリスク」の基準の撤廃（前述のただし書の削除。なお、CIVEN は既済の棄却事案を再審査）と、新たな基準を策定するための委員会（半数の議員と半数の専門家から成る）の設置が決定された（前掲 2017 年 2 月 28 日の法律）。これにより、一時、条文上、因果関係の推定の覆滅を認める規定が存在しない状況が生じた。「覆しえない推定（*présomption irréfragable*）」となったのが問題となるも、ボルドー一行政法院からの見解請求に対し、コンセイユ・デタは、「特に、申請者がまったく被曝しなかったというように、申請者の疾患が核

⁴⁷ かかる手法のもとでの補償の実態につき、H. Arbousset, « Évolution du préjudice indemnifiable en droit public : la difficile indemnisation des demandeurs (Février 1960 – Février 2017) », in G. Calley et F. Poirat (dir.), *Le traitement juridique contemporain du fait nucléaire en Polynésie française*, Éditions A. Pedone, 2023, p.217.

⁴⁸ CE, 7 décembre 2015, n°378325, Publié au *recueil Lebon*.

実験による放射線被曝とは無関係の原因によって生じたことを行政機関が証明した場合に限り、覆しうる」との見解を示した（コンセイユ・データ 2017 年 6 月 28 日意見⁴⁹）。覆滅の余地を認めつつも、実質的には「ほぼ覆しえない推定」であるとの立場をとるものであるが、もとより 2010 年法は受理要件を満たす申請者に無条件で補償を与えることを意図するものではなく、新基準の策定が急がれることとなった。

(2) 2018 年法による転換

2017 年改正を受け、CIVEN は、被害者が受けた放射線量を問題とし、その閾値を観念するという手法を考案するに至り、それが前述の新基準策定委員会にも承認され、前掲 2018 年 12 月 28 日の法律により採用されるに至った。それによれば、受理要件を満たした申請者は因果関係の推定を享受するが、「ただし、申請者が受けたフランスによる核実験に伴う年間放射線量が、公衆衛生法典第 L.1333-2 条第 3 号が規定する要件の下で定められた住民の放射線被曝の実効線量の限度を下回る場合には、この限りでない」。公衆衛生法典が定める線量は年間 1mSv であり、これが閾値となる。すなわち、申請者が受けた放射線量が年間 1mSv を下回ることを CIVEN が証明すれば、推定が覆滅される。申請者にきわめて有利な基準であり、これにより申請認容率は約 50%に跳ね上がった（I 2 (2)b を参照）。

前掲 2020 年 6 月 22 日の議決は、CIVEN による新基準の運用を以下のように説明している⁵⁰。1mSv は (i) 外部被曝と (ii) 内部被曝を合わせた数字であり、個別的計測、集団的計測又は身体検査の結果に基づいて超過の有無を判断する。具体的には、①フランス領ポリネシアにおける太平洋核実験場 (CEP) で従事していた者の場合、原則として、(i) はその者が装着した線量計のデータにより、(ii) はその者についてされた人体放射線測定検査又は放射性毒性検査の結果により判断する。②サハラ地域（デクレで指定される範囲）の核実験場 (CSEM, CEMO) で従事していた者の場合、(i) につき線量計データがない場合には時期や活動の種類に応じて推計し、(ii) については大気調

査から推計する。③フランス領ポリネシアにおける CEP 外の地域に居住・滞在していた者の場合、(a) 大気圏内核実験については、(i)・(ii) とともに、国際的に承認された手法・参照基準に従って推計された実効線量に基づいて推計する（原子力庁が 2006 年の調査により作成し、国際原子力機関の承認を受けた計算表〔1966 年～1974 年〕が使われる）。居住・滞在期間のうち 1 年でも 1mSv を上回る年があれば放射線被曝が認定される一方（ただし、甲状腺がんについては、増殖期における被曝であることが必要〔デクレ付表を参照〕）、いずれの年も 1mSv を下回る場合には推定が覆される（ただし、CEP に従事した期間があれば修正の余地あり）。(b) 大気圏内核実験終了後の地下核実験（1975 年以降）については、放射線防護・原子力安全研究所 (IRSN) の調査結果（原子力庁の調査結果と同様、国際的な手法に合致する）を用いる。

なお、2018 年改正により実現した基準（年間 1mSv）は、2017 年改正を前提にコンセイユ・データが示した基準との対比では、因果関係の推定の覆滅を認める範囲を広げるものとなっている点に注意を要する。コンセイユ・データは、2020 年 1 月 27 日の判決において、このことを確認したうえで、経過規定を欠く以上、新基準は、前掲 2018 年法の施行後の申請にのみ適用されると判示した⁵¹。ところが、2020 年 6 月 17 日の法律第 734 号⁵²は、既判力を伴う判断がある場合を除いて、2018 年法施行前に CIVEN に対してされた申請にも適用されると定め（同法 57 条）、CIVEN の実務もこれを前提に運用された。そのため、遡及効を定める当該 2020 年法の規定が憲法に違反するとして、いわゆる QPC（合憲性優先問題）訴訟が提起されることとなった。憲法院 2021 年 12 月 10 日裁決は、2020 年法の当該規定は、2017 年法の適用を受けたはずの申請者を不利に扱うものであること、あらゆる補償申請を同一の規律に服せしめようという立法者の意図は、2018 年施行前に行政手続又は訴訟手続を進めていた者の権利に対する侵害を正当化するような公益上の要請を体现するものではないとして、違憲であると

⁴⁹ CE, 28 juin 2017, n°409777, Publié au recueil Lebon.

⁵⁰ Comité d'indemnisation des victimes des essais nucléaires français, supra note 20, pp.76-79.

⁵¹ CE, 27 janv. 2020, n°429574 et n°432578.

⁵² Loi n° 2020-734 du 17 juin 2020 relative à diverses dispositions liées à la crise sanitaire, à d'autres mesures urgentes ainsi qu'au retrait du Royaume-Uni de l'Union européenne.

した(2020年法57条はこれにより自動的に削除)⁵³。これを受けて、CIVENは、2020年法に従って2018年法の基準を適用した2017年法施行後の補償申請について、2017年法(及び同法に関するコンセイユ・デタの判決)に基づく再審理を進めることとなった。

3. 懐疑的視点

センシティブな題材に正面から批判的論評をするものは多くないが、結果として出来上がったものに対する懐疑的な視点は少なからず示される。1mSv基準が科学的因果関係から乖離していることの指摘(1)と、問題の政治的背景に関する指摘(2)を取り上げよう。

(1) 科学的因果関係との乖離

1mSv基準の下での現在のCIVENの運用(2(2)を参照)は、集団的なデータを参照しつつ個別の申請者の状況を考慮した修正を施すものであり、その限りで2015年のコンセイユ・デタ判決の方針に沿う。問題は、「年間1mSv」という数字それ自体にある。これは、原子力活動における放射線量の制限の要請を定めた公衆衛生法典L.1333-2条を具体化する規則である同法典R.1333-1条を参照するものであるところ、同条Iは、「原子力活動全体による公衆の放射線被曝の実効線量」として年間1mSvを定めている。これは、①放射線防護のための予防的数値であって、放射線被曝疾患をもたらす数値を示すものではなく、しかも②広く一般公衆の放射線防護を想定しているものであって、被曝者の属性によって変わるものでもない⁵⁴。核実験と放射線被曝疾患の因果関係を左右するものとしての科学的根拠は何もなく、科学的用語を用いつつも、科学的因果関係とは乖離する形で法的因果関係を設定するものにほかならない。これについては、2017年改正により設置された新基準策定委員会の報告書でも、きわめて低線量な被曝と特定のがんの発生との間に科学的な関連性があることを宣言するものとして、この手法を解釈すべきではない旨が

指摘されていた⁵⁵。

より根本的に、核実験被害者補償の問題の検討が、科学的知見を十分に考慮せずに進められてきたことも指摘されている⁵⁶。①2010年法の制定を決定的に後押ししたフランス領ポリネシア議会核実験影響調査委員会(CESCEN)の報告書(2006年)は、ポリネシア、ハワイ及びニュージーランドの住民におけるがん罹患率と比較してポリネシアにおけるその高さを指摘したが、これは別個の疫学的指標を結合させる科学的に不適当なものであった。②その後実施・公表された20以上の調査(線量測定調査、疫学的調査、遺伝学的調査)では、甲状腺がんを除いてポリネシア住民の罹患率は高くなく、また、甲状腺がんについても地理的・遺伝的な要因等による説明可能性は排除されておらず、科学的因果関係の存在を支持する材料は何ら存在しない。③補償開始当初に実施された原因確率の計算は、科学的合理性を有するとして国際的に承認された手法であったのに対し、申請認容率の向上を目指すことにより、次第に科学的真実との乖離(大気圏内核実験後に出生し放射性降下物の影響を受けなかったポリネシア人にも補償を認める等)が生じた。④がん疾患の発症の危険を示す実効線量は年間50mSvであるにも関わらず1mSv基準を採用することにより、科学的因果関係から(一定の社会的・政治的な利益を保護するための)法的因果関係への移行が決定的なものとなり、被害者団体のロビーイングないし一部議員の反核主義的姿勢の成果であるにせよ、立法府における放射線リスクの認識(さらには人々の放射線恐怖症)につき危険な先例が残されることとなった。

フランス法上、法的因果関係と科学的因果関係は必ずしも一致しないことが一般に指摘され、また、科学的不確実性がある中で、現に損害を被った者の救済を(因果関係の推定等により)優先する法形成がされることは、必ずしも珍しいことではない。そうであるとしても、核実験被害者補償の文脈における科学的知見からの乖離はあまり

⁵³ Décision n° 2021-955 QPC du 10 décembre 2021.

⁵⁴ M. Lamoureux, *supra* note 46, pp.151-152. 同・前掲注(1)205-208頁も参照。

⁵⁵ « Rapport de la commission de l'article 113 de la loi du 28 février 2017 sur les mesures destinées à réserver l'indemnisation aux personnes dont la maladie est causée par les essais nucléaires », 15 novembre 2018.

[<https://www.info.gouv.fr/rapport/10709-rapport-sur-l-amelioration-de-l-indemnisation-des-victimes-des-essais-nucleaires>]

⁵⁶ P. Baert, « La causalité scientifique (et) ou médicale des indemnisations des essais nucléaires », in H. Arbousset (dir.), *L'indemnisation des victimes des essais nucléaires français*, Mare et Martin, 2021, p.157.

に大きいということは疑いないようである。最後に、そうした状況をもたらした政治的背景について触れよう。

(2) 問題の政治的背景

核実験被害者補償をめぐる国の態度は、終始曖昧である。1mSv 基準により一定の者に対する補償は拒絶する一方で、それを超える場合に疾患発症のリスクが高いことを明確に認めるわけでもない。こうした態度の背景には⁵⁷、①財政的考慮があることは確かであり、特にアルジェリアにおける補償要請の高まりを懸念したといわれる(他方でポリネシアには広く補償を認める)。また、②補償の対象を広げすぎるとは、(機密扱いを解除された文書からすでに明らかになっているにせよ)国の過ちを白日の下にさらすことになり、望ましくない。特に、③フランス領ポリネシアの独立問題の観点からは、ポリネシアの人々の理解を得ることが重要である一方で、覆しえない推定とすることでポリネシアにおける不正を自白するようなことは避けるべきである。さらに、④核実験が汚染をもたらすものであったこと自体、国は全面的には認めておらず、この観点からも補償の対象は広げすぎない方がよい。

行政裁判所の判断にも、政治的問題であるがゆえの一種の付度を見出しうる。核実験被害者補償を(国の責任でなく)国民連帯・補償基金の問題であるとしたコンセイユ・デタの判断(Ⅱ 3 (2)を参照)の背後には、①公衆衛生スキャンダルについて国のフォートの有無を問う訴訟を抑制すべきであるとの考慮、②国際関係に関わる国の高権的作用の是非に行政裁判所が介入すべきでないとの従来からの立場を可及的に維持すべきであるとの考慮、③国際法上の要請との調整を図りつつ核実験を継続してきたフランスの国際的立場を悪化させる判断をすべきでないとの考慮があったと指摘されている⁵⁸。因果関係の推定とその覆滅に関しては、行政裁判所はむしろ中立的な法解釈を淡々と示している印象があるが、それは国の責任の問題ではないという前提が確保されているからこそであるとも見ることができる。

科学的因果関係との乖離が大きい1mSv 基準には、以上のような複雑な政治的背景が絡んでいる

ことが推測される。申請認容率があまりに低くてもいけないし、かといって条件(特に地理的条件が政治的に重要)を満たした申請者を自動的に補償するのもいけない。現在の安定的運用は、その意味での便宜的な線引きの模索が奏功したものであるといえる。

おわりに

核実験被害者補償と原子力損害賠償の相違点は、確かに多い。第1は、原子力の軍事利用か平和利用かという相違であり、前者の文脈に属するがゆえに、フランスでは核実験被害者補償の枠組みが制度面・実体面の双方から慎重に検討されてきたことは、これまで述べてきた通りである。もっとも、制度面に関していえば、国の責任の有無の問題はあるにせよ、補償基金による損害填補という点では、核実験被害者補償も(原子力損害賠償を含む)他の多衆侵害事例との関係で特殊性を持つわけではない。また、実体面に関していえば、因果関係の推定の覆滅をどれだけの厳格性をもって認めるべきかについて、政治的な考慮が大いに働いていることは看取されるものの、放射性被曝疾患の特徴に鑑みて、因果関係の推定を被害者に享受させるべきであるという点においては、原子力損害賠償と同様に異論は見られなかった。第2に、加害事象の主体が国なのか原子力事業者なのかという相違があるものの、保険制度の利用を想定しうるか、被害者の損害填補を誰の最終的な負担のもと実現するか(補償原資の拠出者)といった点を左右するものの、損害填補それ自体の必要性は変わらない。第3に、加害事象が複数回にわたる継続的なものか一回的・単発的なものか、あるいは、意図的なものか事故によるものかといった加害事象の態様が異なるが、前者は損害の有無に、後者は損害填補における負担の程度に関わるにせよ、やはり損害填補自体の必要性を左右するものではない。核実験被害者補償の特殊政治的な文脈には十分注意が必要であるにせよ、原子力損害賠償とは本質的に異なる問題として切り捨てるべきではないだろう。

中心的に想定される損害の種類が異なるという第4の相違は、確かに各々の問題領域のズレを

⁵⁷ C. Broyelle, *supra* note 31, pp.242-243.

⁵⁸ T. Leleu, *supra* note 33, pp.107-112.

示す。核実験被害者補償では、核実験の態様（密行性、実施場所の性質等）のゆえに、もっぱら遅発の人身損害が問題となったのに対し、原子力損害賠償では、原子力事故時からすぐに発生する経済的損害が問題の中心を占める。もっとも、後者においても、事故から長期間が経過した後に人身損害が顕在化する事態は想定されうるものであり、制度面・実体面から特別な手当てをするか否かは、（現実化しないに越したことはないにせよ）潜在的に重要な問題であるというべきだろう。かかる観点から、核実験被害者補償におけるフランスの経験からは、特に以下の諸点が検討課題として浮かび上がる。

①公的な補償制度の要否。訴訟によらずに簡易・迅速な損害填補を可能にする補償基金の制度を設けること自体は、原子力損害賠償においても正当化されうる。もっとも、責任制度による個別解決との対比でその必要性があるか否かは、加害事象や被害の規模等に左右されるだろう。

②公的な補償制度を設ける場合の制度設計。CIVENの独立行政機関化をめぐる経緯は、いささか極端な例ではあるが、審査機関の中立性・専門性が重要であることを物語る。定額補償ではなく全部補償を担わせる場合には特に、審査機関の専門性を前提に、損害算定方法が放射線被曝による疾患に即したものであることを確保する必要がある。

③因果関係の推定の是非とその構造。フランスの核実験被害者補償（おそらく、ありうべき原子力損害賠償でも同様）における因果関係の推定は、一定の客観的事実（受理要件）を備えた申請者における疾患の発症につき、核実験との因果関係の不存在の証明負担を補償者に課すというのではなく、（補償者がその存在の証明負担を負うところの）定型的な推定覆滅要件（かつては「無視しうるリスク」、現在は「年間 1mSv」）を別個に指定するものである（その意味で、公的な補償制度との結びつきは強い）。しかも、がん疾患の原因が本来的に多様であることからすれば、受理要件（地理的・時期的要素）の充足が本来的に推定の基礎となりうる事実であるというわけでもなく、当初より（出口はともかく）入り口を広げる意図で構想されたものであると思われる。何ら

かの意味での因果関係の「推定」を認めるべきであるとしても、原子力損害賠償でも同様の構造がとられるべきかは、議論を要しよう。

④因果関係の推定ないし認定における科学的知見の意義。定型的な推定要件・推定覆滅要件を構想する場合はもとより、そうでない場合（訴訟制度に委ねる場合も含む）も含めて、法的因果関係と科学的因果関係の関係をどう理解するか（特に後者に不確実性がある場合に前者をどうするか）が重要な問題であることはいうまでもない。これについてのフランスの核実験被害者補償をめぐる経緯は、あくまで特殊な背景に基づくものであると理解すべきだろう。